

3. その他ご注意事項

このサービスを行うことで、利用者の健康状態を害し、または疾病を悪化させるおそれがある場合には、利用を取りやめることがあります。

世帯構成に変更があったとき、ご利用者が医療機関や施設に入所、死亡、松江市外へ転出したときは所定の届出（利用辞退・変更変更届）が必要になります。

メ モ



★お問い合わせ先★

松江市役所 介護保険課

〒690-8540
松江市末次町 86
(松江市役所 本館 1階 ⑩番窓口)

電話 (0852)55-5568

ファックス (0852)55-6186



松江市役所

(松江市訪問理美容事業)



訪問事業



理美容師さんが自宅に来て
髪を切ってくれます！
生活状態のチェックもしてくれます！



松江市役所 介護保険課

ご利用できる方

ご利用できるのは、松江市内にお住まいで次の表の①から④の全てに当てはまる方です

| | |
|---|--|
| ① | 施設や病院に入所、入院していない方 |
| | 次のどれかに当てはまる方(両方でも可) <ul style="list-style-type: none">●【介護保険要介護認定】要介護 1 以上の方●【身体障がい者手帳所持者】肢体不自由にかかる障がいの等級が 1 級か 2 級の方 |
| ② |  |
| ③ | 次の3つのうち1つでも当てはまる方 <ul style="list-style-type: none">● 同居者全員が65歳以上の世帯の方● ひとり暮らしの方● 同居者から介護等支援が受けられないと認められる方 (同居者が日中お勤め等で支援が困難など) |
| ④ | 移動手段がないなど、理美容所に行くのが難しい方 |

ご利用料金 (サービス1回当たり)

上限 2,000 円 (お店により異なります)

ご利用できる回数

1 年度の間に 最大6回

(ご申請の時期により異なります。目安は2か月に1回)

お申込み・ご利用方法

ご利用には、事前の利用者登録が必要です

1. 利用者登録の方法

所定の利用申請書をご記入ください
(ご家族やケアマネージャー等の代筆でも可)

申請書の用紙が
お手元ない方は
市役所介護保険課
(TEL0852-55-5568)
にご連絡下さい



利用申請書を、市役所の介護保険課か
各支所の市民生活課にご提出ください
(郵送や代理の方の持参でも可)



※ 身体障がい者手帳をお持ちの方は、手帳の氏名欄と障がいの等級記載欄の写しも添えてください

利用申請書の内容、利用要件を審査します
(書類受付後も、審査上の必要により申請内容の詳細をお電話等で確認させていただくことがあります)

ご利用可と決定した方には「利用決定通知書」
実施店の一覧表、今年度分の
「チョキチョキ利用券」を郵送します

審査から郵送まで1~2週間程度かかります

利用券が届いたら
使ってみましょう!

次のページへ

2. 利用券が届いた後のご利用方法

一覧表のお店から ご希望の店を選び
日程などを調整し合ってください
ご利用者とお店とでやりとり

ご希望の店の定休日、訪問可能地域などをご確認のうえ 連絡してください

ご連絡のときは
**市役所のチョキチョキ訪問
事業を利用することを
必ず伝達**してください



理美容師さんがお宅に訪問します

整髪サービスと
体調面などの
チェックをします



サービス終了後 理美容師さんに
「チョキチョキ利用券」(サービス1回につき1枚)と
ご利用料金をお支払いください

チョキチョキ利用券



おわり